

平成16年3月18日

長崎県警察本部訓令第22号

最終改正令和3年2月26日

長崎県警察本部交通部高速道路交通警察隊の組織及び運営に関する訓令

(概要)

この訓令は、長崎県警察の組織に関する規則に定めるもののほか、長崎県警察本部交通部高速道路交通警察隊の組織、活動区域、サービス、交通規制等の措置、事件事故等の措置及び警衛・警護等について必要な事項を定め、もってその効率的な運用を図ることを目的として規定したものである。